

住家被害認定調査について

1月6日発生の地震で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この度の地震により被害を受けた罹災物件に対し、内閣府の指針等に基づき、調査員による住家被害認定調査（第1次調査）を実施し、その判定結果に基づき「罹災証明書」を発行しましたが、認定調査に基づく「罹災程度（被害の程度）」又は「損害割合」の結果に不服がある場合には、第2次調査を受けることができます。なお、第2次調査を申請された場合、**第1次調査に基づき交付した「罹災証明書」は無効となり、第2次調査の結果に基づき交付する「罹災証明書」が有効**となります。

※第2次調査は、より詳細な調査を行うため、第1次調査の判定より損害割合が低くなる場合があります。

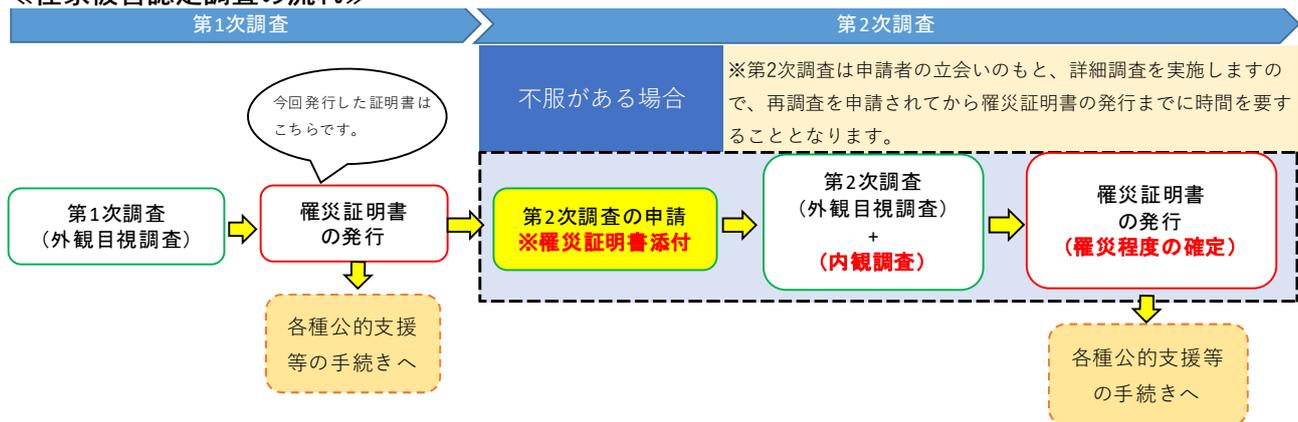
○第2次調査とは

[参考：罹災程度（被害の程度）の基準]

「住家被害認定調査」は、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき「罹災程度（被害の程度）」を認定する調査です。調査方法としては、「第1次調査（外観調査）」と「第2次調査（外観+内観調査）」があります。

住家の主要な構造要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
	50%以上	40%以上	20%以上 40%未満	20%未満

《住家被害認定調査の流れ》



第2次調査の申請は、罹災証明書交付日の翌日から起算して3か月以内に申請する必要があります。

第1次調査は、「屋根」、「外壁」、「基礎」の3部位を外観調査するのに対し、第2次調査では、「外壁」を柱、床等の7部位に細分化し、全部で9部位（※）を調査することになります。

（※）9部位・・・屋根、柱、床（階段を含む）、外壁、内壁、天井、建具、設備、基礎

○第2次調査を受けるための手続きについて

第2次調査を希望される場合には、下記電話番号までご連絡をいただくか、次の書類等をご持参の上、罹災関連総合窓口へお越しください。

（※）2次調査の際に住宅平面図等がご用意出来る方はご協力お願いします。（調査の円滑化のため）

【ご持参いただく書類等】

○第2次調査を希望する「罹災物件」の「罹災証明書」原本

○運転免許証など申請者本人であることを確認できる物（※申請時に窓口で確認します）

[お問い合わせ先] 米子市役所第2庁舎1階 罹災関連総合窓口

（受付時間）平日 9:00～17:00 （電話）0859-21-0066

※特設窓口につき、設置場所が変更となった場合は、ホームページ等にてお知らせいたします。